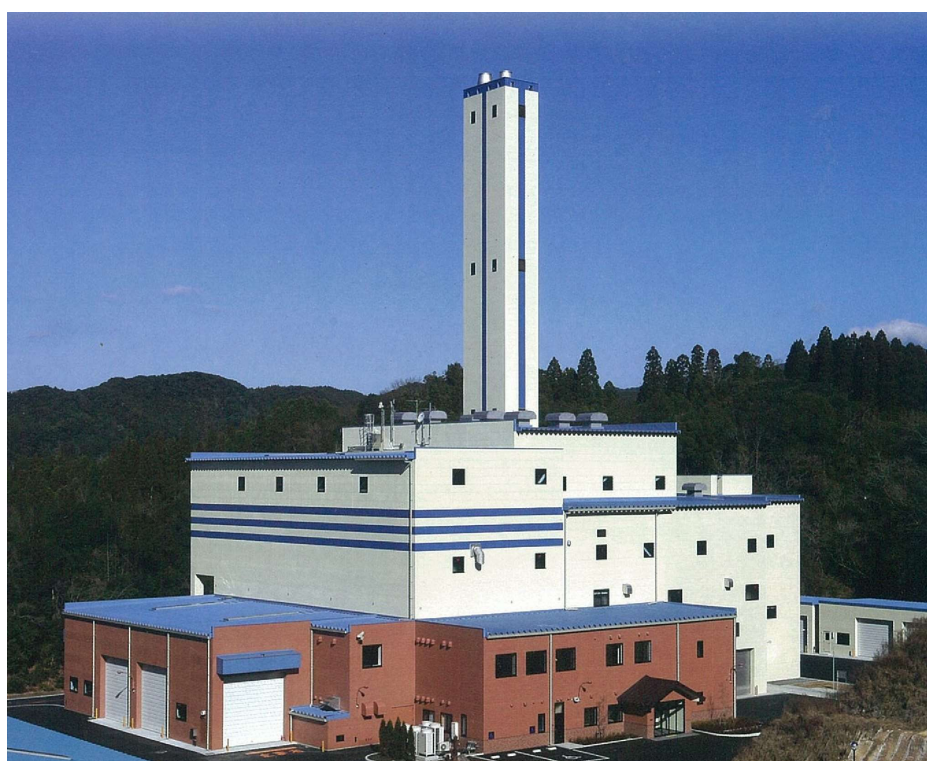


あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画
及び長寿命化計画策定業務委託・仕様書



あいら清掃センター

令和4年7月
始良市生活環境課

目 次

第1章 共通仕様書

1	目 的	1 P
2	本業務の概要	1 P
3	施設の概要等	1～2 P
4	業務内容	2 P
5	仕様書摘要の範囲	2 P
6	関係法令等の遵守	2 P
7	受託者の義務	2 P
8	使用する主な図書及び法令、基準、指針	2～3 P
9	機密の保持及び中立性の堅持	3 P
10	費用負担	3 P
11	提出書類	3 P
12	配置技術者	3～4 P
13	連絡調整及び議事録の作成	4 P
14	疑義の解決	4～5 P
15	資料の貸与	5 P
16	関係機関との協議等	5 P
17	業務内容の変更等	5 P
18	成果品	5 P
19	成果品の検査及び引渡し	5 P

第2章 特記仕様書

第1節 地域計画の策定業務

1	業務内容	6 P
2	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	6 P
3	循環型社会形成推進のための現状と目標	6～7 P
4	施策の内容	7～8 P
5	計画のフォローアップと事後評価	8 P
6	地域計画の添付書類の作成	8 P
7	その他	8 P

第2節 長寿命化計画の策定業務

1	業務内容	9 P
2	施設の概要と維持補修履歴の整理	9 P
3	施設保全計画の立案・運用	9～10 P
4	延命化計画の策定	10～11 P
5	その他	11 P

第1章 共通仕様書

1 目的

始良市（以下「本市」という。）が設置する「あいら清掃センター」（以下「本施設」という。）は、稼働開始から13年が経過し、経年的な劣化が予測される。

このため、今後もごみ処理を行い、長期に渡り安定的な施設運営を行うため、本施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図るため、本施設に相応しい「長寿命化計画」を策定することを目的とする。

併せて、効果的な長寿命化を実現させるため、環境省所管の交付金事業の活用を予定しており、交付金活用に向けた「循環型社会形成推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するとともに、地域計画の承認申請及び交付申請に係る手続き等の総合的支援を目的とする。

2 本業務の概要

- (1) 業務名 あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託
- (2) 履行場所 生活環境課 施設管理係
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月20日まで
- (4) 委託料の支払方法
令和4年度 部分払い（年度出来高に応じて予算の範囲内で支払うものとする。）
令和4年度の成果品として「年度報告書(令和4年度分)」を提出のこと。
令和5年度 完成払い

3 施設の概要等

- (1) あいら清掃センター（ごみ処理施設・灰溶融施設）
 - ア 住 所：始良市加治木町西別府字永尾 5438-1
 - イ 処理能力：ごみ処理能力 74 t/日（37 t/24h×2炉）
：灰溶融施設 8.5 t/日（8.5 t/24h×1炉）
 - ウ 処理方式：ごみ処理施設 ストーカ式
：灰溶融施設 燃料燃焼式（灯油）
 - エ 竣工年月：平成21年3月

(2) あいら最終処分場

- ア 住 所 : 始良市加治木町西別府字永尾 5438-1
- イ 処理能力 : 19,250 m³
- ウ 埋立面積 : 2,100 m² クローズドシステム型埋立地
- エ 水処理能力 : 11 m³/日
- オ 水処理方式 : 凝集沈殿+逆浸透膜装置+消毒
- カ 竣工年月 : 平成 18 年 9 月

4 業務内容

本業務は次のとおりとし、業務の詳細は特記仕様書のとおりとする。

- (1) 「地域計画」の策定、承認申請及び交付申請に関すること。
- (2) 「長寿命化計画」(施設延命化計画)の策定に関すること。
- (3) その他、本業務に必要な業務

5 仕様書適用の範囲

- (1) 本仕様書は、本市が発注する「あいら清掃センター改修事業に伴う地域計画及び長寿命化計画策定業務委託」に適用する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項で、業務遂行上必要と思われる事項については、その都度協議して決定するものとする。

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)をはじめ関連する法令、規格等を遵守するものとする。

7 受託者の義務

受託者は、本業務の履行に当たり、本業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技術を発揮して本業務の遂行を行うこと。

なお、本仕様書に定めのないものについて、計画の策定上必要と思われる事項については、協議の上これを行うものとする。

8 使用する主な図書及び法令、基準、指針

次に示す主な図書及び法令、基準、指針等を遵守して本業務を実施する。

- (1) 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル【環境省】
- (2) 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き (ごみ焼却施設編)【環境省】

- (3) 廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル【環境省】
- (4) その他、必要と認める図書等

9 機密の保持及び中立性の堅持

受託者は、コンサルタントとして本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常に中立性を堅持しなければならない。

10 費用負担

本業務の履行に伴い、土地への立入調査、その他により物件に損害又は補償が生じた場合の費用負担は受託者の負担とする。

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、委託者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

なお、受理された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 着手書類
 - ア 業務着手届
 - イ 管理技術者届、照査技術者届、建築技術者届及びその資格証の写し（雇用証明書類を含む）
 - ウ 業務工程表
- (2) 年度報告書
- (3) 業務完了届
- (4) 納品書
- (5) 業務委託料請求書

12 配置技術者

受託者は、次に示す技術者を配置するものとする。

- (1) 管理技術者
 - 受託者は、管理技術者を配置し、秩序正しく業務を行うものとする。管理技術者は次の要件をすべて満たす者とする。
 - ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）で定める技術士「総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理」の資格を有する者
 - イ 本業務と同種業務（長寿命化（総合）計画策定業務）を過去 10 年以内（平成 25 年度から令和 3 年度の受注業務）に 1 件以上、管

理技術者として実施した経験を有する者

ウ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3か月以上経過していること）にある者

(2) 照査技術者

受託者は、成果品の内容を確認・管理する照査技術者を配置するものとする。

照査技術者は次の要件をすべて満たす者とする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）で定める技術士「総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理」の資格を有する者

イ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3か月以上経過していること）にある者

(3) 担当技術者

受託者は、管理技術者及び照査技術者の他に、担当技術者を配置するものとする。担当技術者は次の要件を満たす者とする。

ア 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3か月以上経過していること）にある者

(4) 建築技術者

配置は必須項目としないが、受託者が建築技術者を配置し、打合せ・協議等に毎回参加させる場合は評価の対象とする。なお、建築技術者の配置可能な場合の要件は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者

イ 本業務と同種業務（長寿命化（総合）計画策定業務）を過去10年以内（平成25年度から令和3年度の受注業務）に1件以上、実施した経験を有する者

ウ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3か月以上経過していること）にある者

13 連絡調整及び議事録の作成

受託者は、本業務を適切かつ円滑に実施するため、本市と密接な打ち合わせを行うものとする。打合せには、配置する技術者及び照査技術者は必ず出席するものとし、受託者の責任において議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

14 疑義の解決

受託者は、本仕様書等に定める事項及び本仕様書に定めのない事項につ

いて疑義が生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、本業務を遂行するものとする。

15 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料について本市が所有している資料は、受託者に貸与する。貸与を受けた資料については、リストを作成の上、委託者に提出し、業務完了と同時に返却するものとする。

16 関係機関との協議等

本業務に係る関係機関との協議・対応等は本市が行うものとするが、本市からの要請があった場合には、受託者はこれに協力するものとする。

17 業務内容の変更等

本市が必要と認めた時は、本委託業務の内容の一部を変更することができる。なお、この場合において、委託料及び委託期間について変更が必要なときは、別途協議して定めるものとする。

18 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 地域計画

ア 本 編：レザック製本（A4版）	10部
イ 概要版：平とじ（A4版）	10部

(2) 長寿命化計画

ア 本 編：レザック製本（A4版）	10部
イ 概要版：平とじ（A4版）	10部

(3) ア・イの電子データ：CD-R 2枚

(4) 打合せ議事録等必要と認める書類 1式

19 成果品の検査及び引渡し

(1) 受託者は、業務実施後に本市による成果品の検査を受けなければならない。その結果、訂正等を指示されたものについては、訂正しなければならない。

(2) 成果品の検査合格後、成果品を納品するとともに、履行届の提出をもって業務の完了とする。

(3) 上記、成果品の検査及び引渡しについては、令和4年度分の成果品の検査及び引渡しについても同様とする。

第2章 特記仕様書

第1節 地域計画の策定業務

1 業務内容

地域計画の策定に当たっては「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知）、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（令和3年3月31日付環循適発第2103311号環境省環境再生・資源循環局長通知）、「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」（令和4年3月31日付環循適発第22033113号環境省環境再生・資源循環局長通知）、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱」（平成27年4月9日付環廃対発第15040945号環境事務次官通知）及び「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平成17年6月・令和4年3月改訂環境再生・資源循環局）並びに関係する法令等を準拠するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿った地域計画を策定するものとする。

また、地域計画の大臣承認や交付申請手続きに必要なとされる事項等についても、本業務に包含するものとする。

2 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

循環型社会形成を推進するための基本的な事項を定めるものとする。

(1) 対象地域

対象となる地域を明確にし、対象地域図を作成する。

(2) 計画期間

計画の期間を設定すること。

(3) 基本的な方向性

「ゼロカーボンシティ」を宣言し、カーボンニュートラルを目指している本市が目指す姿を明確にする。

このため、計画の目標、対象地域が目指す姿などについて、地域の廃棄物発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など地域特性に配慮した重点的な施策の方向性を考慮して検討すること。

3 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物の処理の現状把握

地域内における過去の一般廃棄物の排出量、再生利用量、熱回収量、中

間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し整理すること。

- | | |
|---------------|---------|
| ア 排出量 | イ 計画処理量 |
| ウ 直接資源化量 | エ 中間処理量 |
| オ 減量化量 | カ 最終処分量 |
| キ その他必要に応じた指標 | |

(2) 将来推計の把握

将来推計を把握するため、必要となる基礎的データを取得し、分析すること。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 区域内人口の推移 | イ 収集量・運搬量の推移 |
| ウ 資源化の方法及び量 | エ 中間処理の方法及び量 |
| オ 最終処分方法及び量 | |

(3) 一般廃棄物等の処理目標

基本的な方向性を踏まえ、一般廃棄物等の処理目標を整理し、指標に関する目標値を設定すること。

- | | |
|--------------------|---------|
| ア 排出量 | イ 再生利用量 |
| ウ エネルギー回収量 | エ 減量化量 |
| オ 最終処分量 | |
| カ その他必要と思われる指標の目標値 | |

4 施策の内容

一般廃棄物等の処理の目標を実現するための施策を定める。

(1) 発生抑制、再使用の推進

発生抑制や再使用に関する施策の現状を取りまとめ、今後の循環型社会形成に向けて、地域で解決可能な有効かつ必要な施策について、内容を取りまとめるものとする。

(2) 処理体制

一般廃棄物の処理体制の現状を十分に把握した上で、環境関連の法令への対応に関する施策を設定する。

(3) 処理施設の整備

一般廃棄物等の処理目標を実現するため、処理施設の整備に係る事項を定めるものとする。なお、記載内容については、長寿命化計画を踏まえ記載すること。

- | | |
|----------|-----------|
| ア 処理施設規模 | イ 処理方法 |
| ウ 概算事業費 | エ その他必要事項 |

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画に対する調査・計画・設計等の事項を明確にする

こと。

(5) その他の施策

循環型社会を形成していくために必要となる施策について検討する。

- ア 情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大等に関する事項
- イ 不法投棄対策に関する事項
- ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

5 計画のフォローアップと事後評価

策定された地域計画のフォローアップ及び事後評価の方法を明確にすること。

(1) 計画のフォローアップ

地域計画における進捗状況のフォローアップ体制及び方法を明確にすること。

(2) 事後評価

地域計画期間満了に伴う事後評価体制及び方法を明確にすること。

6 地域計画の添付書類の作成

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（平成17年6月・令和4年3月改訂【環境省】）を参考に地域計画に添付する書類を作成すること。

7 その他

(1) 関係機関協議への対応及び資料作成

県及び関係機関との協議について、本市の要請に基づき必要に応じて対応すること。

(2) その他

地域計画の策定に当たり、国及び県の指導並びに循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルの変更等により、地域計画に反映する必要のある事項が生じた場合は、これに対応すること。

第2節 長寿命化計画の策定業務

1 業務内容

長寿命化計画の策定に当たっては「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成22年3月（平成27年3月改訂・令和3年3月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）及び「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル ごみ焼却施設 し尿処理施設 マテリアルリサイクル施設」（平成22年3月（令和3年4月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）並びに関係する法令等を準拠し、施設を延命化するために、設備・機器に対し適切な保全方式及び機器別管理基準を定め、安全かつ安定した処理能力を確保するための適切な補修整備等により、設備・機器の更新周期の延伸を図ることを目的として策定するものとする。

2 施設の概要と維持補修履歴の整理

（1）施設の概要

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者名、処理方式、処理工程等を簡潔に記載すること。

（2）維持補修履歴の整理

長寿命化計画の基礎情報として、補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理すること。

3 施設保全計画の立案・運用

（1）主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器について、重要度を勘案しつつ、長寿命化計画を立案する際に、計画の対象となる重要度の高い設備・機器リストの作成を行う。

（2）重要度の決定

各主要設備・機器に対してその重要性等を踏まえて適切な保全方式を選定する。

（3）機能診断手法の検討

劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。

（4）機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、保全方式、管理基準等を盛り込んだ機器別管理基準の作成を行う。

- (5) 健全度の評価、劣化の予想、整備スケジュールの検討
現在の設備・機器の状態をもとに、各設備・機器の健全度の評価、劣化の予想、整備スケジュールの検討を行う。

4 延命化計画の策定

(1) 延命化の目標

ア 将来計画の整理

延命化の目標年数の設定や延命化の効果を検討するに当たり、関連する諸計画や諸条件を整理する。

イ 延命化の目標年数の設定

将来計画で整理した諸条件等を踏まえて、延命化の目標年数を設定する。

ウ 延命化に向けた検討課題や留意点の抽出

整理した諸条件や延命化の目標年数などを踏まえ、延命化に向けて検討すべき課題や留意点を抽出し整理する。

エ 目標とする性能水準の設定

整理した諸条件や検討課題・留意点、関係者の見解や意見などを踏まえ、延命化を行う上で目標とする性能水準を設定する。

オ 性能水準達成に必要な改良範囲の抽出

性能水準を達成するために必要となる改良項目や改良すべき設備・機器の範囲を抽出し、その概算費用について積算する。

(2) 延命化への対応

ア 延命化工事の実施時期の検討

延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲などの情報をもとに、延命化工事の効率的かつ効果的な実施時期の検討を行い、整備スケジュールを立案すること。

イ 延命化工事の基本的条件の整理

延命化工事の実施時期等を踏まえ、工事の基本的条件を整理する。

(3) 延命化の効果

延命化の効果を明らかにするため「延命化を行う場合」と、「延命化対策を講じないで施設運営を継続」した場合に分け、費用対効果を含め比較検討し、延命化の効果についてまとめる。

(4) 延命対策による二酸化炭素排出量削減効果

延命化に合わせて、二酸化炭素削減対策を実施した場合と、延命化対策前の二酸化炭素排出量をそれぞれ算出し、延命化対策の実施による二酸化炭素排出量削減効果を検討する。

- (5) 熱エネルギー回収に向けた提案
 - サーマルリサイクルによるエネルギー回収型の処理施設を目指した検討を行い、新たな提案を行う。
- (6) 延命化計画のまとめ
 - 延命化工事の実施に向け、延命化計画の内容について次の項目をまとめる。
 - ア 延命化工事の内容
 - 今後実施する延命化工事の具体的工事内容（実施内容）を検討するに当たり、工事概要、改良点、効果等についてまとめる。
 - イ 延命化工事に係るその他の添付書類
 - 延命化工事の概略仕様、配置図等の工事内容がイメージできる資料図書を作成し提示する。

5 その他

長寿命化計画の策定に当たり、国及び県の指導並びに廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）の変更等により、長寿命化計画に反映する必要がある事項が生じた場合は、これに対応すること。